

教育長交際費の支出基準（内規）

1. 会費・・・各種団体が行う懇親会等飲食に伴う会合への出席に係る経費
2. 慶事・・・記念行事・式典・祝賀会等に際しての祝いに係る経費
3. 弔事・・・市教育関係者・協力者及びその親族に対する香典・供花・供物等に係る経費
4. 記念品等・・・来客への土産・特産品の紹介・記念品・お祝い等贈答品に係る経費
5. その他・・・上記に掲げるもの以外の経費

区分	対象	支出区分
会費	飲食を伴うもの	5,000円 但し金額が明記されたものはその金額
慶事	褒章・叙勲受章者	祝い花（5,000円程度）
弔事 (※1)	教育委員(現職)	香典等（10,000円・供花・供物）
	教育委員(現職)親族 (※2)	香典等（5,000円）
	教育委員(元職) (※3)	香典等（5,000円）
	その他 教育委員会関係者	香典等（5,000円～10,000円・供花）
	他市町村教育委員ほか関係者	香典等（5,000円～10,000円・供花）
	小中学校長	香典等（10,000円・供花）
	教頭ほか学校教職員	香典等（5,000円）
記念品等	来客・市教育関係者	1,000円～10,000円
その他(※4)	激励・差し入れ等	3,000円～5,000円

※1 市長交際費から支出があった場合は支出しない。

※2 配偶者・実父母・同居の父母及び子(血族・姻族を問わない)。

※3 退職後10年以内の者。ただし、教育委員長及び教育長はこの限りではない。

※4 上表に規定する以外のとき又は、表に規定する時でも、特別な場合については
その都度協議するものとする(市長交際費に準ずる)。